

令和6年2月1日

東京都財務局長 殿

一般社団法人 東京都中小建設業協会
会 長 渡邊 裕之

入札契約制度等に係わる要望事項

1 入札契約制度改革について

(1) 地場業者の受注機会の確保について

東京都では、都外に本店があり都内に支店・営業所を置く事業者も入札に参加し、工事契約が可能ですが、このことが、都内に本店のある中小企業（地場業者）の受注機会減少、経営状況の悪化を招いております。

私共、地場業者は、東京都をはじめとする行政機関との協定に基づき、有事の際に速やかに初動対応を行うべく日ごろから備えております。有事の際に実際に道路啓開等に出動しているのは、支店業者ではなく地場業者であることをご認識いただき、防災体制強化の観点から、入札参加資格について以下のご検討をお願いいたします。

ア 入札可能業者の限定

入札可能業者を都内に本店のある中小企業（地場業者）に限定していただきたい。本店所在地による入札参加条件の設定は、地場業者を保護し、東京都の防災体制の強化に寄与するため、特に事務所発注案件に関して、検討を要望いたします。

尚、支店・営業所の入札に参加不可としている（特殊工事を除く）地方自治体も多数ございますので、東京都においてもご検討いただきたい。

イ 入札参加者指名基準における指名方法

指名方法について、入札参加者指名基準における「第4 指名方法」の2にある4項目のうち「発注工事の施行場所付近に営業所を有する者」の優先、とりわけ施行場所付近に本店を構えている者を優先していただきたい。これらの4項目については“いずれかに該当する者”を優先して指名することができる、とありますが、実際の指名業者をみるに「施行成績が優秀である」場合には必ず指名が行われておりますので、是非地場業者であるという点の優先順位を上げて指名していただきたい。

地場業者の受注機会を増やすことは、東京都の傘下である市区町村の活性化につながることもあると考えております。

(2) 共同企業体工事について

ア 共同企業体工事については、中小企業の受注機会の確保と工事实績の確保のために、建築工事 6 億円以上、土木工事 5 億円以上の工事発注に関して、改革前の J V 結成義務化へ戻していただきたい。現行制度では、中小企業を含む“実績のある”企業のみ受注機会の確保が可能であり、実績の少ない企業は参入ができない状況になっています。

イ 「技術者育成モデル J V 工事」について、中小企業の技術力研鑽の機会を創出し、建設業全体の技術力の確保・向上を図る観点から、入札参加条件として、第一順位企業を大企業のみ限定することなく、該当業種 A 格付企業（都内本店中小企業を含む）を追加していただきたい。

第一順位となる企業を大企業と限定せず、A 格付中小企業とした場合でも十分にその目的を果たすことが可能であると考えます。

(参考) 令和 5 年度 東京都 優良工事表彰 受賞者数
大手企業 8 社 (8 件) 中小企業 22 社 (24 件)

また、本来育成する側である大企業よりも、育成される側である中小企業の方が、工事成績評点が高い場合があります。第一順位企業による第二順位企業選定時には評点数の高さが重視される傾向にあり、受注最優先の為の企業体結成が実情となっています。

これでは「技術者育成モデル J V 工事」本来の目的を果たしているとはいえません。

(参考) 東京都工事 評定点の直近 3 件の平均点
大手企業 A 社 : 74.0 点 中小企業 B 社 : 76.3 点
※ A 社、B 社共に「技術者育成モデル J V 工事」に入札参加したことのある企業

《令和 5 年度「技術者育成モデル JV 工事」発注状況》

No.	入札時期	工種	入札参加者数	備考
1	9 月	建築	1	
2	10 月	建築	0	後に一般競争入札として再発注
3	10 月	一般土木	2	
4	12 月	建築	1	
5	12 月	建築	1	不調
6	1 月	一般土木		1 月 18 日開札
7	2 月	河川		1 月 19 日開札

ウ 昨今、J V 結成義務を撤廃し、単体企業でも J V でも入札に参加できる「混合入札」の件数が増えています。現行制度では、地場の中小企業は受注機会を得ることができておりません。

現在、「東京都技術実績評価型総合評価方式」において「都内中小企業との共同企業体結成の実績点」として 1 点が加算されていますが、都内中小企業同士の企業体の場合には、2 点以上の加算をお願いしたい。

(3) 総合評価方式における課題について

現行の都の制度に対し、入札参加意欲がなくなるなど改善を求める声が多数あるため、以下の事項について検討をお願いしたい。

ア 「過去の工事成績評定」の評価対象が、都発注工事のみとされており、また、実績点以外の技術点での加点が少ない為、実績のない企業は受注が困難となっています。現状、実績のある限られた企業が順番に工事を落札しており、その他の企業が落札することはほぼ不可能です。

多くの企業が受注機会を得られるよう、事務所発注工事では総合評価方式の割合を減らし、財務局発注工事では総合評価方式を中心にする事で、事務所発注工事で経験と実績を積んだ地場業者が、総合評価方式に臨める流れを作っていただきたい。(資料1)

また、事務所発注工事における総合評価方式を減らすことが、受発注者双方の書類削減にも寄与すると考えております。

イ 基準価格および特別基準価格の設定は、調査基準価格を下回った技術点の高い業者が失格にならないという利点がありますが、その一方で、技術点が高ければ多少基準価格より下回っても落札可能なため、技術点の高い企業は、落札するために制度改定前よりも価格を下げる必要が出てきたという側面もあります。これは、ダンピングを助長することにもなり、また企業の適正利潤の確保にも影響が出ています。

特別基準価格を廃止し、基準価格を下回った場合に価格点を大幅に減点していただくなどの改善を要望いたします。

ウ 「配置予定技術者の実績点」は、同種工事の実績のある技術者を登用し続けることとなり、若手技術者の育成が阻害されるばかりでなく、人材の限られている中小企業では、特定の技術者の疲弊につながります。人材育成・定着の観点から大きな負の要因となっているため、見直しをお願いいたします。(資料2)

エ 総合評価方式では、過去の工事成績評定の比重が高いにも関わらず、現場における工事成績評定の方法には担当者によって大きな差があると言わざるを得ず、疑問を抱くと共に不公平感が生まれています。このような曖昧な評価基準の下で高得点を獲得するべく、技術者は現場において大きな重圧を感じており、またそれが、本来対等であるべき受発注者のパワーバランスを崩していると言えます。

こういった状況を解消し、評価の透明性や公平性を確保できるよう、成績評定においては曖昧さをなくした客観的な評価基準を設けていただきたい。(資料3)

2 働き方改革の推進「生産性向上に向けた提出書類・検査書類の簡素化と書類作成期間について」

書類の削減・簡素化について、東京都でも様々な取組をされていますが、現状、建設業における生産性向上・働き方改革の推進に寄与するほどの成果は出ていないと言えます。今年の4月から適用される時間外労働の上限規制を遵守できなければ、法律違反となり、施工不可能な状況に陥る業者が数多く出ることが予想されるため、以下の項目について検討をお願いしたい。

- (1) 時間外労働の削減には、書類の削減・簡素化（特に検査書類）は不可欠であり、現状から大幅な削減を要望いたします。また、これらの検討にあたっては、施工体制台帳の添付資料の簡素化や JIS マーク表示の材料・製品等の書類提出・試験の省略など国土交通省関東地方整備局で策定している『土木工事電子書類スリム化ガイド』に準じて進めていただきたい。

尚、建設局で運用されている工事情報共有システム(ASP)といった行政手続きのデジタル化は、一定の時間短縮に寄与していますが、書類の量自体が減らなければ書類の簡素化には直結せず、かえって現場担当者の負担が増えていることを併せてご理解いただきたい。

- (2) 検査について国土交通省と東京都を比較すると、仕様書における「検査内容」についての記載内容は同一ですが、実際の検査の方法には大きな違いがあります。(資料4)

仕様書に則った検査であれば、出来形については国と同様に、成果表と写真のみの確認で十分であると考えますが、実際には実施施工数量を確認する検査が行われています。仕様書の「検査内容」には「(略) 工事目的物を対象として契約図書と対比し、次に掲げる検査を行うものとする。」とあり、この「契約図書」とは契約書及び設計図書を指します。さらに「設計図書」とは「仕様書、図面及び入札参加者が質問受付時に提出した契約条件等に関する質問に対して発注者が回答する質問回答書をいう。」とあり、実施施工出来高数量を確認するという記載はありません。

実施施工出来高数量を確認するために求められる資料は、検査書類の中でも大きな割合を占め、書類作成における負担となっておりますので、書類削減の観点から検査方法について見直しをご検討いただきたい。

- (3) 完了検査について、都では中間検査や既済部分検査で確認した内容も含めた全体が検査対象となっておりますが、国の完成検査では「中間技術検査で確認した出来形部分については、完成検査、既済(完済を含む)部分検査時の確認を省略することができる」と基準が定められています。

国と同様の検査内容にすることで、書類削減に大いに寄与するとともに、重複確認が解消され、受発注者双方の負担軽減も図られますので、ご検討いただきたい。併せて、国において品質確保のために使用している施工プロセスチェックシートについても導入をご検討ください。

- (4) 現状の工期設定では、書類作成に圧迫され多くの時間外労働が発生しております。国土交通省は検査データの作成日数を考慮するよう指針を改定しており、今年度建設局では書類作成期間を設けていただきまして感謝申し上げます。しかしながら、書類作成期間の申請時にあたっては、書類提出の必要があり、書類が増えることとなります。更に、期間を延長した分の経費は計上できないため、この場合の経費についても併せてご検討いただきたい。

- (5) 建設業界が真に働き方改革を実現するには、1日の労働時間が書類作成も含めて法定労働時間内(8時間)で完結しなければなりません。そのために、1日の施工サイクル(作業代価の見直し)をご検討いただきたい。(資料5)

3 公共工事の前払金における支払限度額撤廃について（資料6）

公共工事の前払金は、工事着手時において下請け会社や資機材の確保など工事の円滑な施工に寄与するものであり、「4割を超えない範囲内で前払金をすることができる」旨、地方自治法施行規則に規定されていますが、東京都では、36億円未満の工事では3.6億円に、36億円以上の工事では1割に制限しており、現在の支払限度額は25年にわたり引上げがなされていません。

資金調達の負担軽減による良質かつ円滑な工事施工のため、前払金支払限度額を撤廃していただきたい。

尚、市区町村ではさらに低い限度額を設定している自治体もあり、東京都が限度額を撤廃することで、市区町村での一律40%の前払金支出促進にもつながるため、見直していただきたい。

加えて、DX促進の一環として東京都で取り組まれているペーパーレス化の対象として「前払金保証」と「契約保証」の保証証書についても電子保証の導入をお願いいたします。

国では令和4年5月よりこれらの電子保証が導入されておりますので、ご検討ください。